

◎開 会 (14 : 00)

挨拶

(会長)

それでは、議事に先立ちまして「高崎市審議会等の会議の公開に関する要綱第7条第2項」の規定により、会議録の署名人の指名を行います。本日は、会議録署名人として、名簿の5番目の上野 晴二（うえの せいじ）委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【議事録本文】

(会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。議題（1）令和6年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について、説明をお願いします。

◎議題（1）令和6年度高崎市高齢者あんしんセンター事業評価について

－事務局説明

(会長)

ありがとうございました。ご質問等ありましたらお願いします。

(副会長)

毎回、地域ケア会議の関係が問題になって、いつも評価が低いということになっていますが、これはセンターと市間の定義付けが違うように感じるので確認をしたいです。中のレーダーチャートを見ると、地域ケア推進会議を開催していないところと、地域ケア会議を開催していないところがありますが、地域ケア推進会議は、市と国の定義付けが少し違いますが、地域ケア推進会議はこの介護保険運営協議会等が主催となっているので、例えば高崎社協とか希望館、若宮苑、倉賀野、吉井はセンター主催の地域ケア推進会議を開催していないとなっています。これは個別会議を開催しているということ考えていいんですか。他のところは、ただ地域ケア会議を開催していないと書いてあるだけですが、これはどう考えればいいのでしょうか。国の言う地域ケア会議の中には、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議があると書いてあります。高崎市の定義では、地域ケア会議の中に地域ケア個別会議があって、その中に随時型と定期型があって、あと地域別課題検討会議というものがあると書いてある。一方で地域ケア推進会議は、高崎市では介護保険運営協議会等が開催するものであって、センターで開催するものはないと書いてあります。それでありながら、地域のセンターの評価項目のなかでは開催しているかと書いてある。矛盾しているので、定義付けをはっきりしないと、毎回点数が下がっていくので

はないですか。もっと詳しく地域ケア会議の定義付けをしてもらいたいと思います。

(事務局)

高崎市では地域ケア会議について、高崎市の長寿社会課主催のものと、高齢者あんしんセンター主催のものを分けて考えています。長寿社会課主催の地域ケア個別会議については定期型と位置付けておりまして、毎月1回、定期的にあんしんセンターの事例を2事例ごとに、地域にあんしんセンターごとに介護予防に資するものをピックアップして個別会議として開催しているものです。こちらのセンターの指標項目にあるものは、あんしんセンター主催で随時で年1回開催してほしいとお願いしているもので、地域ケア個別会議の随時型と位置付けています。この2つがまず地域ケアの個別会議として高崎市が行っているものです。それとは別に、地域ケア個別会議の随時型から発展して地域課題に資するものを地域別課題検討会議として、あんしんセンターと長寿社会課の共催で行っているものがあり、年3回程度、毎年行っています。さらに、これを発展したものとして地域ケア推進会議があり、こちらの介護保険運営協議会のなかで把握した地域課題をもとに、市全体としての社会資源の開発や事業への反映を目指すために実施する会議として位置付けているもので、こちらの会議と兼ねています。この3つの構成で、高崎市は地域ケア会議を構成しています。今回の指標については厚生労働省の指標ですので、高崎市が定める3つの地域ケア会議の定義と少し異なる点がありまして、あんしんセンターの評価項目にある地域ケア会議については、我々が考えている地域ケア個別会議の随時型として開催しているものとお考えいただければと思います。それとは別に、評価項目の中に地域ケア推進会議というものがあります。センターの指標の19ページの21の2の項目をご覧くださいと、今回新たに加えられた項目で、地域ケア会議において、地域課題を把握して、適切に対応しているかという指標があります。個別の対応だけでなく、地域課題として適切に把握しているかどうかという指標です。こちらの指標が発展的に加えられたことによって、評価が多少低くなってしまったということで、この部分をテコ入れしていく必要があると考えておりますが、厚生労働省の指標に基づきますと、地域課題等を共有する会議のことを地域ケア推進会議と位置付けられているようですので、高崎市におきましては、先ほど申し上げた地域別課題検討会議と同様のものとして考えています。

(副会長)

地域ケア推進会議をやっていないくて、課題会議をやっていれば100点ということですか。高崎市の指定する地域ケア推進会議をやったということは一度も聞いたことがありません。もう1点、高崎社協とか希望館、若宮苑、倉賀野、吉井ではセンター主催の地域ケア推進会議を開催していないと書いてありますが、これは個別会議は開催しているという解釈でいいんですか。

(事務局)

個別会議は開催していると、評価項目はなっています。

(副会長)

市の定義では、個別のセンターでは地域ケア推進会議はできないことになっています。それからもう1点、評価が変わったと書いてありますが、やってるかやってないかだけしかないのです。以前から言っていますが、地域ケア会議については各センターと市がよく打ち合わせをして、しっかりとした定義付けをして、はっきりわかる形で評価をしてもらわないといけないと思います。各センターも、ケアマネが主催のサービス担当者会議と地域包括支援センター主催の地域個別会議が混同されています。この辺もよく説明して、答え方についてよく書いておかないとわからない。ずっと言われていますが、なかなか改善されてないので、よろしくをお願いします。

(事務局)

ありがとうございます。今、検討しておりますのが、マニュアルを各あんしんセンターに提示をしておりますので、そのマニュアルを更新する作業を随時行っています。今おっしゃっていただいたことも踏まえながら、さらには5月のあんしんセンターの全体会議の後に、地域ケア会議の研修の開催を予定しておりますので、あんしんセンターと長寿社会課できちんと意識合わせができるような形で研修を開催したいと思っています。

(副会長)

それから国の定義と、市の定義の違いもよく説明してもらわないとみんな混乱してしまっています。国は地域ケア会議と地域ケア推進会議の2つしか載せていないのに、市では4つ、5つあります。これもよく共有してもらわないと評価が混乱してしまうので、よろしくをお願いします。

(事務局)

承知いたしました。

(会長)

今のご意見を聞いて、中身の調整をした方がいいということで、今進めているという解釈でよろしいですね。どちらにとっても良いものを地域にしたいというのが根本的なお考えでしょうから、わかりやすい形にさせていただいて、次回の評価の時には少し変わってくるという期待が持てるということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。他に何か質問等ありますでしょうか。

(A委員)

あんしんセンターの委託に対してなのですが、請求書などを今紙ベースで行っていると思いますが、違う媒体でできるようになるのかをお聞きしたいです。だいぶ負担になっているという話を周りから聞くのですが、メール等でも可能でしょうか。

(事務局)

委託料の、1年1回の契約のお話でしょうか。今の時期ですと、あんしんセンターの委託契約を結ぶにあたって見積書を出していただいているということで、見積についてはメールで添付していただくことは可能になっております。実際の契約を結ぶ際は、代表者の印鑑で書面での契約をさせていただく関係で紙ベースになってしまうのですが、できる限り負担軽減に向けて電子化できるところは電子化していきたいと思っておりますので、またご要望等あれば承りたいと思っております。

(A委員)

あんしんセンターが居宅介護支援事業所に委託をする際の契約事務について、あんしんセンターの対応が場所によって違うという話も聞いているので、その辺も統一できると思います。

(事務局)

実態がどうなっているか市の方でも把握しきれていない部分もございますので、まずは実態把握させていただければと思います。あんしんセンターと居宅の方でプランを受けていただく事業所が見つからないことには利用者にも影響が出てきてしまいますし、負担軽減というところにも繋がっていきませんので、そこはしっかり実態を把握して、改善できるところは改善していきたいと考えています。

(会長)

ありがとうございました。その他にご質問等ありますでしょうか。

(B委員)

今の質問に付随するところですが、居宅介護支援事業所があんしんセンターから委託を受けている場合に、毎月請求書を紙で出していますが、多い事業所だと15箇所から20箇所くらい委託を受けており、毎月それぞれ紙で提出しないといけないことがありまして、それが現場の負担になっていると思います。提出に関しても、期限が統一ではなくて、あんしんセンターごとにバラバラであるという点や、契約に関しても、更新が毎年あるところと、1回すればそのまま更新するということで、あんしんセンターによって差異があるという点も問題かと思っております。契約書と請求書等の提出方法について、長寿社会課で一括して、同じような方法にすることができないかということをお聞きしたいと思っております。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。先ほどの回答と繰り返しになってしまいますが、実態を把握できていない部分があります。なぜ紙ベースでやり取りが行われているのか、電子化ができないのかということも、まだ把握ができておりません。あんしんセンター、それから居宅介護支援事業所の皆様がスムーズに業務が進められるように、何が良いかということについて、しっかり実態を把握して検討を行って、市としてこういう形ではどうかということをお聞きしたいと思っております。まずは実態把握

から進めていきたいと思いをします。

(B委員)

ありがとうございます。もう1点、評価についての指標ですが、あんしんセンターも自己評価で評点していただいていると思いますが、第三者評価のような形で実施をするといった検討があるかということをお聞きしたいと思いをします。

(事務局)

ありがとうございます。こちらの評価については介護保険法に定められており、年1回、国から示された方法に基づいて行うという形で、点数が高い低いというよりも、この項目をしっかりと満たしているかどうかという振り返りとして、基幹型センターも含めた各センターで、各項目を振り返りながら、できていない部分は改善していくという形の自己評価となっています。第三者による評価というところでは、まだできていないところで、他の自治体でそうした第三者評価を行っているところの状況も把握ができておりませんが、県内の状況等も踏まえながら、第三者評価が必要かどうかということも含めて検討していきたいということと、まずはこの自己評価というところで、できていないところをしっかりと改善していくということを念頭に置いていきたいと考えております。研究させていただきます。

(会長)

よろしいでしょうか。他に質問等ありますでしょうか。他にないようでしたらこの内容を承認するということによろしいでしょうか。ご了承ということで確認させていただきました。続きまして、議題(2)令和8年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針(案)について、説明をお願いします。

◎議題(2) 令和8年度高崎市高齢者あんしんセンター運営事業実施方針(案)について

－事務局説明

(会長)

ありがとうございます。何かご質問等ありますでしょうか。

(C委員)

7の(6)について、また地域ケア会議のことについて確認させていただきたいのですが、これは前年度の文言と全く同一で、修正事項はないということによろしいですね。地域別課題検討会議について、国の方でもこの辺りが追加されたと先ほど説明がありましたが、地域ケア会議が地域課題までたどり着いているかどうかということ国も気にしているところかと思いをします。この文言からしますと、会議を開催はするものの、そこで上がってきた地域課題の活かし方が見えてこないのが、あんしんセンターもそういったところ

にあまりモチベーションが湧かないと言いますか。この地域別の課題についての取り扱いやその後の動きなどについては、どのように考えているのかというのを説明していただけますか。

(事務局)

地域別課題検討会議というのは、地域ケア会議の個別事例の積み重ねから地域の課題を浮かび上がらせるということで開催をお願いしています。現状は、年3回程度で、まだ活用しきれていないという部分があります。本来の流れで申しますと、地域別課題検討会議で出た地域課題を、この介護保険運営協議会の場に積み上げて報告をして、そのなかで市の施策として議論するというのが本来の流れかと考えておりますが、まだその部分ができているということで、地域別課題検討会議に至る前の個別会議というものを十分に開催して、それを積み上げてやるということになりますので、現状としては、まず個別会議というのを開催できるようにバックアップをしていくということが、土台としての第一歩と考えております。その部分まで書ききれていない点というのはそのとおりかと思いますが、まずは地域別課題検討会議に至る個別会議の開催を、先ほど申し上げた研修等でも再度周知していきたいと考えています。

(C委員)

ありがとうございました。地域別の課題が施策に生きてくるというのが、地域ケア会議に掲げられた大きな目標、目的の1つだと思います。このまま地域ケア会議を一生懸命続けていって、地域の課題が施策に結びつく動きになるかということが、セラピストのなかでは疑問が出ておまして。地域ケア会議は手段であり、目的ではないと思います。地域の課題を改善できて、住民の方が住みやすいエリアにしていくということに繋がれば、地域ケア会議にこだわらなくてもいいのではないかと思います。国の評価としてもそこまでは求めておらず、開催しているか否か、それを市に報告しているかというのが先ほどの19ページにもありましたが、そこまでできていれば、施策に結びついていなくても評価は100に近づきます。なので、別のアプローチをしてもいいのではないかと。必ず地域ケア会議を経由して、地域別の課題を施策に結びつけるという流れに固執する必要はないと思います。高崎市は山間部から街中まで多種多様ですので、大変なのは想像に難くありませんが、施策に結びつくまでのフローとして、ケア会議ではないところも出てくるといいと思っています。国も、地域ケア会議をどこまで本気でこのまま数年間やり続けるかということも疑問がありますので、地域ケア会議に固執して実がならないよりは、ちゃんと実がなるような高崎市版があってもいいのではないかと思います。後半は私の意見ですが、以上となります。

(副会長)

最初からこの運営協議会に参加していますが、まだ地域ケア推進会議というのは一度も開かれていないです。市が指定しているのは、市全体の課題について検討するのが地域ケア推進会議であって、介護保険運営協議会等で開催するとなっています。これではなく、

国のように、生活圏域全域で推進会議をやるような形で、それを上げるような形でやってもいいと思います。なので、センター自体でやるような方向に向かっていけば方向性が出てくるかと思しますので、それもできれば検討してもらえればと思います、よろしく願います。

(会長)

宿題がたくさん出たかと思いますが、いろいろとご意見いただいたので、それを踏まえて前向きに進めていただければと思います。その他何か質問等ありますでしょうか。他にないようでしたら、この内容を承認するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。続きまして、次第の4、報告(1)令和8年度介護保険料についての説明をよろしく願います。

◎報告(1) 令和8年度介護保険料について

—事務局説明

(会長)

ありがとうございました。ご質問等ありましたら願います。今の介護保険料については、これで決まりですから変わらないということによろしいでしょうか。他にないようでしたら、(2)地域間分析・適正化について、説明をお願いします。

◎報告(2) 地域間分析・適正化について

—事務局説明

(会長)

細かな、いろいろな資料をありがとうございます。質問等ありましたら願います。

(D委員)

今回の適正化の分類のところで、小規模多機能と看護小規模多機能はその他に入っているのかと思いますが、在宅サービスのところで、こういった定義でどのように適正化に分けられていくのかというところが知りたいのですが、その辺りの分析はされていますでしょうか。

(事務局)

小規模多機能や看護小規模多機能につきましては、今回の分析では在宅サービスに分類してあります。在宅サービスの費用の割合を見ていただくと、通所介護が4割近くを占めておられて、小規模や看護小規模はその他のところで8%の割合となっておりますので、給付の適正化の観点から見るとそこまで大きなボリューム層ではありませんので、今回は

そこまで細かい提示はしておりませんが、きちんと見させていただいています。

(D委員)

ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(A委員)

まとめの5番ですが、介護老人福祉施設の入所者の介護度について、近隣中核市よりも軽い傾向ということですが、介護老人福祉施設は要介護3以上かと思いますが、どのぐらいの差があるのでしょうか。

(事務局)

隣のページに、施設サービス・介護老人福祉施設の調整済み第1号被保険者1人当たりの給付額のグラフがあると思います。今回は利用日数までは出しておりませんが、介護度が重くなると、1人当たりの給付金額は大きくなるのですが、高崎市は1人1月当たり3,185円ということで、他市よりもかなり金額が小さくなっております。介護度が低い人が多く入っていると、この金額が低くなるということもありますので、介護度が低い方の特養の入所の割合が他の自治体に比べて多いということが伺えると思います。要介護3以上の方でないの特養には入れませんが、要介護1、2の方でも特例入所という形で介護度3と同等とみなされれば入所できる仕組みがありますので、他の自治体に比べて、そういったところで入られている方も多いというのが高崎市の特徴となっております。

(会長)

ありがとうございました。他にないようでしたら、(3)第10期高齢者あんしんプランの策定スケジュールについて、説明をお願いいたします。

◎報告(3)第10期高齢者あんしんプランの策定スケジュールについて

－事務局説明

(会長)

ありがとうございます。スケジュール表が提示されましたが、質問等ありましたらお願いします。次年度は回数を多く実施するというので、スケジュールを確認し、予定を調整しながら進めていくということよろしいですか。他にないようでしたら、(4)保険者機能強化推進交付金等について、説明をお願いします。

◎報告(4)保険者機能強化推進交付金等について

—事務局説明

(会長)

ありがとうございました。質問等ありましたらお願いします。着実に、段々と交付金額が増えてくる状況でしょうか。

(事務局)

今回の評価が比較的高い理由ですが、評価のなかで取り組みの部分と結果の部分というのが大きく分かれておりますが、取り組みの部分については、市としてもできるだけ評価を高めていきたいということで、やれることは取り組んでいこうという意識を関係部署と共有して、取り組んでおりますので、ある程度得点が取れている状況です。一方で、最終的な結果の部分として、例えば平均要介護度の変化率などは相対的に全国のなかで比較されてしまうため、市の取り組みだけでは評価に直結しない部分があるので、その結果次第で上がっていけばいいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。いろいろな活用もできると思いますので、ますます頑張ってくださいとさせていただきます。他にご質問等ありますか。ないようでしたら、(5) 介護人材確保・定着支援の取り組みについてと、(6) 令和8年度新規事業等について、合わせて説明をお願いします。

◎報告(5) 介護人材確保・定着支援の取り組みについて

◎報告(6) 令和8年度新規事業等について

—事務局説明

(会長)

ありがとうございます。何か質疑等ありますでしょうか。

(B委員)

当日資料4の2高齢者あんしんセンターの運営事業の(1)について、困難事例を多く抱えるなど、特に現場の負担が著しいセンターを数箇所程度選定するというように書いてありますが、どのような事例を困難事例とするかということと、選定方法についてお聞きしたいと思います。

(事務局)

困難事例については、例えば虐待対応や支援拒否、セルフネグレクトなどというところが中心になるかと考えております。医療・介護が必要な状態にも関わらず、本人が行政や

あんしんセンターからの行政的な支援、地域からの見守り等を拒否するような事例は困難事例に当たるかと思えます。あるいは世帯の状況のなかで、ご本人だけではなく障がい者の方がご家族にいらっしゃったり、ヤングケアラーであったり、生活に困窮されている等、いろいろな状況があると思えますので、一律に困難事例を明示することは難しいですが、そういった困難事例を多く抱えるセンターに対して人件費相当分の委託料を増額するものです。選定方法についてですが、困難事例等については12月に各あんしんセンターの方から聞き取りやアンケート調査を実施したり、相談対応件数、あるいはその地域性や一人暮らし高齢者数などを総合的に勘案して、最終的には市で、委託料の増額を数か所選定をさせていただきました。

(B委員)

ありがとうございます。そこから委託を受ける居宅のケアマネジャーも現場でかなり苦労してしまっていて、いろいろ多岐にわたるということで労務が重なっておりますが、補助金も強化されるということですので、今まで以上にあんしんセンターが連携して、協力をしていただけるという解釈でよろしいでしょうか。

(事務局)

市の方でも29のセンターの状況を把握させていただくなかで、各センターでそういった困難事例が増えている状況が伺えたことから、今回、特に困難事例を抱える数か所に委託料の増額を行ったという形になります。居宅介護事業所の困難事例を担当されているケアマネジャーとあんしんセンターで、より密接な連携が必要な場面もあるかと思えます。そういったなかで、委託料の増額等で各法人において委託料を増額した部分をどのように使っていただくか。人員体制を強化することや、ケアマネジャーとの連携を強化するといったところに使っていただくということについても、市と各センターで相談をしながら、適切な体制で対応していきたいと考えております。

(会長)

これは、新しいところでお金がつくということでもよろしいですね。令和8年度にやってみて、お互いがうまく連携できているかどうかも含めて、委員にもまたスタッフや事業所のご意見をいただきながら、うまく繋がるかというところを見ながら、これをお互いがうまく利用しながら使っていけばいいのではないかと思います。他に何かご質問等ありませんでしょうか。

(副会長)

資料の関係ですが、以前の資料ではあんしんセンターの職員体制ということで、29法人の人員体制、3職種の充足状況等が出ていたんですが、今回も民生委員の調査のなかで、職員の入れ替わりが激しくて大変だということが書いてあるので、この充足状況の資料をまた次回以降に出してもらいたいです。入れ替わりも激しく、最初からいる方がほとんどいなくなって、みんな代わってしまったということも聞いているので、その辺りの内容も

できれば説明していただければと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。副会長からご指摘があったとおり、あんしんセンターの職員の方の定着率というところは、データは保有しております。今回の資料ではつけておりませんが、次回の運営協議会の際には、ご提示できればと考えております。

(会長)

ありがとうございます。今はどこの職場も人の入れ替わりが激しいため難しいというところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。他にないようでしたら、報告事項はすべて終わりましたので、その他として何かありますでしょうか。

(事務局)

令和8年度第1回の介護保険運営協議会の日程についてご連絡をさせていただきます。令和8年6月4日木曜日の午後2時より、本日と同じこちらの171会議室で開催ということで調整が整いましたので、ご報告させていただきます。開催通知につきましては改めて送付をさせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。皆様のご協力のもと、すべての議事が終了いたしました。いろいろなご意見が出て、また反省すべき点、改正すべき点が見えてきたかと思います。良いものが出来上がるように、少しずつ進んでいければいいと思います。それでは、議事等すべて終了しましたので事務局へお返しします。

(事務局)

以上をもちまして、令和7年度第2回高崎市介護保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

◎閉 会 (15 : 34)